

建設業で働く方、ドライバーにも 時間外労働の上限規制の適用が 開始されます！

(1) 管内の労働災害発生状況

令和5年6月末現在における銚子監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）における休業4日以上労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、77件と前年比+8件の状況となっております。中でも、全業種を通じて、転倒災害、腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害が多発しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としておりますが、現状では厳しい状況にあります。

事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

(2) 建設業で働く方、ドライバーにも時間外労働の上限規制の適用が開始されます！

時間外労働の上限規制は、平成31年4月（中小企業では令和2年4月）から適用が開始されておりますが、建設の事業、自動車運転の業務など一部の職業では、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきました。

この猶予期間は今年度までであり、**令和6年4月1日**からいよいよ時間外労働の上限規制の適用が開始されます。

建設業に携わる皆さま

時間外労働の上限規制 準備は進んでいますか？

2024(令和6)年4月1日から
建設業に時間外労働の上限規制が適用されます

みんなしっかり
たしかめよう！

適用までもうすぐ！
働き方改革に取り組みよう！

広報キャラクター
たしかめたん

建設業に関する上限規制	
	上限
① 時間外労働1か月45時間を超える回数	年間6回まで
② 時間外労働（休日労働含まず）	年間720時間まで
③ 時間外労働・休日労働を合わせて	1か月100時間未満 複数月平均80時間以内

※災害の復旧・復興の事業については、③は適用されません。

厚生労働省
詳細は「上限規制特設ページ」をご覧ください。
QRコード

トラック、バス、タクシー事業に携わる皆さま

時間外労働の上限規制 準備は進んでいますか？

2024(令和6)年4月1日から
自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用されます

みんなしっかり
たしかめよう！

適用までもうすぐ！
働き方改革に取り組みよう！

広報キャラクター
たしかめたん

自動車運転の業務に関する上限規制	
時間外労働（休日労働含まず）年960時間まで	

※令和6年4月1日からは、自動車運転者の作業時間の上限等も改正した改正基準告示の適用も開始されます。

厚生労働省
詳細は「上限規制特設ページ」をご覧ください。
QRコード

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務の詳細はこちら



建設業で働く方や、ドライバーはインフラや物流、生活交通を支える重要な存在です。一方で、著しく短い工期の設定や、荷下ろしの際の長時間の待機など取引慣行上の課題もあって、他の業種に比べて時間外労働時間が長い実態がみられます。

そのため、今後、時間外労働の上限規制を円滑に適用し、こうした方々が健康に働き続けることができるようにするためには、取引関係者をはじめとした国民の皆さま一人一人にご理解とご協力をいただくことが大切です。

厚生労働省、国土交通省では、こうしたことを周知し、建設業で働く方やドライバーの働き方改革の実現に向けて、国民の皆様に、ご自身にできる小さなご協力に取り組んでいただければ、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革のPR動画シリーズ「はたらきかたススメ」を制作し、特設サイトなどで公開しております。

〔周知用特設サイト〕(通称：はたらきかたススメ特設サイト)

URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



(特設サイトでは、建設業、運輸業が抱える課題や、課題の解消に向けて、ご協力いただきたい内容についてPRするための動画「はたらきかたススメ」を掲載しております。)

(3) 職場における化学物質管理が大きく変わります！

令和4年5月に改正された労働安全衛生法の関係政省令により、職場における化学物質規制が大きく変わります。

今回の改正により、これまで特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等による規制対象となっていなかった物質の対策が強化され、今後は事業者が危険性・有害性の情報に基づきリスクアセスメントの結果をもとに、労働者への危険性・有害性の情報伝達、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施していただくこととなります。

銚子監督署では、「**新たな化学物質規制に関する説明会**」を以下の日程で開催しますので、化学物質を取り扱う事業場の皆様におかれましては、ぜひご参加ください。

(日時) 令和5年9月12日(火) 13:30～16:00

令和5年9月13日(水) 13:30～16:00

各回内容は同じです。

(場所) 銚子労働総合庁舎 3階会議室

銚子市中央町 8-16

定員：各回 30名

化学物質を取り扱う
みなさまへ

職場における
職場における化学物質管理が大きく変わります

新たな化学物質規制に関する説明会

開催内容

- 1 新たな化学物質規制について(講師:中央労働災害防止協会)
- 2 化学物質のリスクアセスメントについて(講師:中央労働災害防止協会)

【申込方法】

以下のQRコードよりお申し込みください。

(9月12日)



(9月13日)

